平成２９年（フ）第１６２号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺402番地13
債務者　山田　かよ
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９５１号
神戸市東灘区森南町２丁目２番15号　サザンフォレスト201号
債務者　林　　奈緒
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４３号
兵庫県西宮市上田中町14番５号、前住所京都市下京区西七条西八反田町77番地（ガーディアン青山203号）
債務者　根本　千春
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４４号
兵庫県西宮市上田中町14番５号、前住所京都市下京区西七条西八反田町77番地（ガーディアン青山203号）
債務者　根本　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４７号
兵庫県西宮市東山台１丁目８番地　123号棟101号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市水江1422番地１　市営水江住宅18号
債務者　村上　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
岡山県総社市中央３丁目７番地106　楠小路A103号
債務者　小椋　美保
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
岡山県倉敷市連島町連島470番地13
債務者　坂中　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
広島市西区観音本町１丁目７番７－602号　パークマンション
債務者　金光泰隆こと　金　　泰隆
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０４号
広島市安佐南区八木９丁目９番23―303号
債務者　金山　慶明
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
山口県萩市川上380番地
債務者　能美　信次
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２５８号
愛媛県松山市吉藤５丁目１番30号　フォレスタＴ２・101号
債務者　矢野　裕介
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
熊本県八代市千丁町新牟田1409番地６
債務者　原田　浩行
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市見山町３丁目４番17号　シーダｓパレス202号
債務者　田村　愛美（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６８号
秋田県能代市字下関28番地３
債務者　長門　素子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第４３号
秋田県鹿角市尾去沢字新堀16番地７
債務者　芳賀　貴子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１６５号
福島県郡山市小原田１丁目17番29号　プリムローズＡ201号
債務者　志賀　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
福井市グリーンハイツ７丁目133番地
債務者　高木　俊輔
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係